

## 付 議 第 5 号

### 高知県教育委員会事務専決規程の一部を 改正する訓令議案

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

#### 高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

## 高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の概要

### 1 改正の目的

職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、退職手当管理機関として行う処分等のうち軽易なものについて、教育長に専決させようとするもの。

### 2 改正の主な内容

教育長に専決させる項目として、次のように規定する。(第2条)

#### (1) 教育長が専決するもの(軽易なもの)

下記(2)の教育委員会に付議する事項以外の処分等

#### (2) 教育委員会に付議する事項(重要なもの)

- ① 懲戒免職等処分を受けた場合等に退職手当の支給を制限する処分(条例第12条第1項)
- ② 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等に退職手当の支給を制限する処分(条例第14条第1項、第2項)
- ③ 退職をした者に対する退職手当の返納を命ずる処分(条例第15条第1項)
- ④ 遺族に対し退職手当の返納を命ずる処分(条例第16条第1項)
- ⑤ 相続人に対し退職手当相当額の納付を命ずる処分(条例第17条第1項～第5項)
- ⑥ 高知県退職手当審査会に諮問すること(条例第18条)

### 3 施行期日

関係規則と同日に施行する。

-----  
教育委員会訓令  
-----

高知県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局  
各教育機関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を同条第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）退職手当管理機関（職員の退職手当等に関する条例（昭和28年高知県条例第59号。以下この号において「退職手当条例」という。）第11条第2項に定める機関をいう。）として処分等を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 退職手当条例第12条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定に基づく処分

イ 退職手当条例第18条の規定による高知県退職手当審査会への諮問

附 則

この訓令は、平成21年10月 日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会事務専決規程 (抜粋)

本則

(教育長の専決事項)

第2条 教育委員会は、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条に定める事務のうち、次に掲げる事務について教育長に専決させるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 退職手当管理機関(職員の退職手当等に関する条例(昭和28年高知県条例第59号。以下この号において「退職手当条例」という。)第11条第2項に定める機関をいう。)として処分等を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 退職手当条例第12条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定に基づく処分

イ 退職手当条例第18条の規定による高知県退職手当審査会への諮問

(5) 略

(6) 略

(7) 略

旧

高知県教育委員会事務専決規程 (抜粋)

本則

(教育長の専決事項)

第2条 教育委員会は、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条に定める事務のうち、次に掲げる事務について教育長に専決させるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略